

# 日本測地学会賞坪井賞規程

日本測地学会

1. **（趣旨）** 本賞は、故坪井忠二氏の生前における測地学への業績を記念し、測地学の分野で特に顕著な業績をあげた若手研究者を奨励することを目的とするとともに、組織的研究が要求されるという測地学の特性から団体研究が重要な意義を有することに鑑み、顕著な業績をあげた団体を顕彰することを目的とする。
2. **（授賞の対象）** 本賞は、原則として、毎年1名の研究者に日本測地学会賞坪井賞、毎年1団体に日本測地学会賞坪井賞（団体賞）を授与する。
3. **（授賞の方法）** 授賞は、日本測地学会総会において、受賞者に研究内容を明記した賞状を与えることによって行う。
4. **（基金）** 本賞の基金には、故坪井忠二氏の遺族および同氏ゆかりの方々からの寄附金を当てる。
5. **（基金の取り扱い）** 本賞の基金は、日本測地学会の特別会計として取り扱う。
6. **（受賞者の選考）** 日本測地学会会員の推薦による受賞候補者のなかから、坪井賞選考委員会が選考し、受賞者を決定する。
7. **（坪井賞選考委員会）** 坪井賞選考委員会は、7名の委員によって構成する。坪井賞選考委員会に、委員の互選により委員長を置く。委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。任期満了後の後任は坪井賞選考委員会が決定する。坪井賞選考委員会は、参考人から意見を聴取できる。
8. **（受賞記念講演）** 受賞者は、賞を受ける日本測地学会総会または日本測地学会講演会において記念講演をし、その内容は「測地学会誌」に掲載する。
9. **（その他）** この規程に定めるもののほか、本賞の実施に必要な事項は、日本測地学会評議会が別に定める。
10. **（規程の施行）** この規程は、改正の日から施行する。

（平成 4年4月 9日 日本測地学会総会承認）

（平成12年6月27日 日本測地学会総会にて一部改訂）

（平成24年5月24日 日本測地学会総会にて一部改訂）

（令和 3年6月 4日 日本測地学会総会にて一部改訂）